

乙部町就学援助に係る事務取扱要領

平成18年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認める学齢児童及び学齢生徒の保護者に対して、必要な援助を行うに当たり、その対象者となる要保護及び準要保護児童生徒の認定基準及び事務手続きを定め、もって就学援助の適正な執行を図ることを目的とする。

(就学援助の対象者)

第2条 就学援助の対象者となる者は、乙部町内に居住し、乙部町立小学校又は中学校に在学又は入学を予定する児童・生徒の保護者で、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護（以下「要保護者」という。）及びこれに準ずる程度に困窮していると教育委員会が認められる者(以下「準要保護者」という。)で、前年度又は当該年度において次の各号のいずれかの措置を受けた者。

(1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

(2) 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税が非課税の者及び同法323条に基づく市町村民税が減免された者

(3) 地方税法第72条62に基づく個人事業税が減免された者

(4) 地方税法第367条に基づく固定資産税が減免された者(新築住宅の減免は除く。)

(5) 国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金が減免された者

(6) 国民健康保険法第77条に基づく国民健康保険税が減免又は徴収の猶予をされた者

(7) 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の受給者

(8) 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けた者

2 前項に規定する措置を受けた者以外で、次の各号のいずれかに該当する場合、当該児童又は生徒を準要保護児童・生徒とする。

(1) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(2) 保護者の職業が不安定で生活状態が良くないと認められる者

(3) 学校納付金の納入状態の良くない者、被服等の良くない者又は学用品・通学用品等に不自由している者等で、保護者の生活状態が極めて良くないと認められる者

- (4) 経済的な理由による欠席日数が多い者
 - (5) 保護者が失業・倒産等により著しく収入状態が悪化している者
 - (6) 長期療養、火災、交通事故等不慮の災害により経済的に生活が困窮している者
 - (7) その他特別な事情により著しく生活が困窮している者
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、準要保護者とすることができる。

(就学援助費の申請)

第3条 経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者で、就学援助費の支給を受けようとする者は、就学援助費の認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、児童生徒の在学する学校の校長(以下「学校長」という。)を經由して教育委員会に申請しなければならない。ただし、第8条第5項の規定により新入学用品費の支給を申請する者は、1月15日までに就学援助費の認定申請(様式第1号)の表面のみに必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、教育委員会が指定する日までに提出しなければならない。ただし、転入者及び年度途中で給与を受けようとする者は、その都度申請することができる。
- 3 学校長は、第1項の申請書を受理したときは、速やかに認否にかかる所見等を記入して教育委員会に提出しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、関係民生委員の意見を求めることができる。
- 4 就学援助の申請をした保護者は、申請事実について学校長又は民生委員が調査を行うときは、これに協力しなければならない。

(認定)

第4条 教育委員会は、前条の申請があったときは、第2条に規定するところにより受給者の認定(否認定)を行い、学校長を通じて保護者に通知するものとする。

- 2 年度の途中で申請があり、これを認定した場合においては、当該申請月の初日を認定月とする。ただし、転入学による場合にあつては、児童生徒の学籍が発生した日とする。
- 3 第1項に定める認定に当たって、その判断が困難な者については、当該世帯の収入額及び需要額に基づいて認定する。
- 4 前項の収入額は、生活保護の要否決定の算定に基づく収入認定額とし、需要額は、生活保護法第8条第1項の規定により、厚生労働大臣が定める基準に基

- づいて算定し、前年（1月から3月までの間に第4条による申請をした場合は前々年）の収入額が当該年度の需要額の1.0倍未満の者を対象とする。ただし、第2条第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する者については1.0倍を超える場合であっても教育長が特に必要と認めるときは対象とする。
- 5 第8条第5項の規定による申請者については、申請をした日において前項の規定に該当し、かつ、翌年度においても前項に該当する者は対象とする。

（就学援助の対象費目）

第5条 乙部町が支給する就学援助の対象費目は、別表のとおりとする。

（就学援助費の支給額）

第6条 就学援助の支給額は、前条別表に掲げる(1)から(7)については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令(昭和31年政令第87号)第1条、第2条及び第3条に定める額とし、(8)については、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第9条に定める額とし、(9)については、学校給食法施行令(昭和29年政令第212号)第7条に定める額とする。

（支給計画）

第7条 教育委員会は第4条の規定による認定後、就学援助費の支給計画を作成し、就学援助費支給計画書(様式第2号)をもって校長に通知するものとする。

（支給方法及び時期）

- 第8条 就学援助費の支給は、認定を受けた者に対し口座振込又は現金による支給を行う。ただし、医療費については医療機関に直接支払うものとする。
- 2 支給は年3回、各学期の末日までに支給するものとし、年度途中に変更のあった場合は月額計算とする。ただし、特別な事情があると認められる者に対しては、当該支給時期を変更することができる。
- 3 学校長は、第3条第1項及び第2項の経由に係る事務を処理するため、保護者に委任状(様式第3号)を作成させ、教育委員会に提出しなければならない。
- 4 学校長は、就学援助事務の終了後速やかに、就学援助費個人別領収書を教育委員会に提出し、その確認を受けるものとする。
- 5 新入学用品費については、第2項の規定にかかわらず、入学前の1月15日までに申請し、認定された者に支給できるものとする。ただし、この規定により支給を受けた時は翌年度の新入学用品費は支給しない。
- 6 準要保護者が学用品費等又は学校給食費に未納がある場合は、就学援助費を

未納額に充当できる。

- 7 修学旅行費、校外活動費について不参加に伴うキャンセル料が生じた場合、やむを得ない事由がある場合に限り、参加者に支給する額を上限として支給する。

(認定の取消し)

第9条 第4条の規定に基づく認定を受けた者は、年度の途中で次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、教育委員会は認定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 当該世帯の経済状態が好転し、第2条各号の規定に該当しなくなったとき。
 - (2) 当該児童・生徒が他市町村に転出したとき、又は3ヶ月以上の長期にわたって就学しないなど、就学援助の要件を欠くこととなったとき。
 - (3) 虚偽の申請により認定された者
 - (4) 修学旅行、校外活動など就学援助費が給与されながらこれに参加しないとき。
- 2 前項の規定に基づき就学援助の要件を欠くこととなった場合は、遅滞なく辞退届け(様式第4号)を児童生徒が在学する学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない
 - 3 教育委員会は、第1項に規定により認定を取り消した場合、既に給付した就学援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(就学援助費の返還)

第10条 教育委員会は、前条の規定により認定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する就学援助費が給与されているときは、期限を付して当該就学援助費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 第8条第5項の規定により新入学用品費の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、支給された新入学用品費の返還を求めることができる。
- (1) 翌年度において、否認定となったとき又は就学援助の認定申請を行わなかったとき。
- (2) 前条第1項第3号に該当したとき。

(協力機関との連携)

第11条 要保護児童・生徒及び準要保護児童・生徒の認定を行うため、必要があるときは学校長並びに民生委員と十分連携を図り、必要な助言を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和元年12月5日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

別紙

要保護・準要保護の 区分 費 目		要 保 護 者			準要保護者
		教育扶助 受給者	生活扶助 受給者	教育扶助及び 生活扶助を除 くその他の扶 助受給者	
学用品費等	(1) 学用品費	—	○	○	○
	(2) 修学旅行費	○	○	○	○
	(3) 通学費	—	○	○	○
	(4) 校外活動費	—	○	○	○
	(5) 新入学児童生徒学用品費等	—	—	○	○
	(6) 体育実技用具費	—	○	○	○
	(7) P T A 会費	—	○	○	○
(8) 医療費		○	○	○	○
(9) 学校給食費		—	○	○	○

様式第4号

就学援助費準要保護辞退届

年 月 日

乙部町教育委員会 様
(各小・中学校長経由)

(保護者)住 所 乙部町字
氏 名

印

このたび、下記の理由により、辞退したいので届け出いたします。

記

1 児童生徒氏名

学 年	児 童 ・ 生 徒 氏 名

2 辞 退 理 由

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
